

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（Ⅱ 林業土木工事監督技術基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>(監督の実施) 第3条(略) 「関連図書及び条項」について、新潟県林業土木工事標準仕様書(その1)の見出しに修正 ※例 新：標仕 第1編<u>1-1-1-1</u>→旧：標仕 第1編<u>1-1-1</u></p> <p>項目「1. 契約の履行の確保」 (7) 関連工事との調整の「関連図書及び条項」の欄 約款 第2条(関連工事の調整) (8) 工程把握及び工事促進指示の「関連図書及び条項」の欄 約款 第12条(履行報告)</p> <p>別表1「指定材料の品質確認一覧表」 確認材料名「河川護岸用吸い出し防止材(シート)」及び「適用引張強度9.8kN/m以上」を追加</p> <p>別表2「段階確認一覧」 ・種別「パーカルトレン工」の細別「ペーパートレン等」 ・種別「治山ダム」及び「土留工」、確認時期「法線設置完了時」、確認項目「法線設置状況」、頻度「1回/1法線」を追加 ・種別「土留工」及び「擁壁(補強土壁含)」確認時期「埋戻し前」、確認項目「設計図書との対比(不可視部分の出来形)」、頻度「1回/1構造物」を追加 ・種別「下刈り」について、 確認時期「下刈り開始時」、確認項目「下草の繁茂 状態(1回刈り、2回刈り)」、頻度「1施工地毎」及び確認時期「下刈り完了時」、確認項目「下刈り完了の確認」、頻度「1施工地毎」を追加</p> <p>別紙-3「品質証明」 1 書類の目的 (略)(林業土木工事標準仕様書第1編<u>1-1-1-25</u>)</p> <p>別紙-4「品質証明員届」 1 書類の目的と関連法規 (略)(林業土木工事標準仕様書第1編<u>1-1-1-25</u>)</p>	<p>(監督の実施) 第3条(略)</p> <p>項目「1. 契約の履行の確保」 (7) 関連工事との調整の「関連図書及び条項」の欄 約款 第2条 (8) 工程把握及び工事促進指示の「関連図書及び条項」の欄 約款 第12条</p> <p>別表1「指定材料の品質確認一覧表」</p> <p>別表2「段階確認一覧」 ・種別「パーカルトレン工」の細別「ペーパートレン」</p> <p>別紙-3「品質証明」 1 書類の目的 (略)(林業土木工事標準仕様書第1編<u>1-1-24</u>)</p> <p>別紙-4「品質証明員届」 1 書類の目的と関連法規 (略)(林業土木工事標準仕様書第1編<u>1-1-24</u>)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（Ⅲ 林業土木工事施工管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>林業土木工事施工管理基準 5. 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表を作成し管理するものとする。 <u>なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</u></p>	<p>林業土木工事施工管理基準 5. 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表を作成し管理するものとする。</p>

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

主な改正点

- ・「新潟県県林業土木工事標準仕様書（その1）」で改正された「編-章-節-条」に基づき、出来形管理基準及び規格値を整理。
- ・内容改正があったもののみを示す。（上記「編-章-節-条」変更のみの場合は記載していない）

新仕様書	旧仕様書
<p>1-2-4-2-1 掘削工 測定項目：<u>W1、W2</u>、規格値：<u>-50</u></p> <p>1-2-4-2-3 路体盛土工 測定項目：<u>W1、W2</u>、規格値：<u>-50</u></p> <p>1-2-4-2-4 路床盛土工 測定項目：<u>W1、W2</u>、規格値：<u>-50</u></p> <p>1-3-7-4 組立て 測定基準 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編6.6）による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p> <p>3-1-3-16 根固ブロック層積 測定項目：基準高▽、規格値：<u>±100</u></p> <p>3-1-3-20 階段工（略）※新規追加</p> <p>3-1-3-22-1 伸縮装置工（ゴムジョイント） 測定項目：据付け高さ、規格値：<u>±3</u></p> <p>3-1-3-22-2 伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント） 測定基準 高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点</p> <p>表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点</p>	<p>1-2-4-2 掘削工 測定項目：<u>W</u>、規格値：<u>-100</u></p> <p>1-2-4-3 路体盛土工 測定項目：<u>W</u>、規格値：<u>-100</u></p> <p>1-2-4-4 路床盛土工 測定項目：<u>W</u>、規格値：<u>-100</u></p> <p>1-3-7-4 組立て 測定基準 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（構造性能照査編9.2）参照</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第6編4-6-2床版工（床版・横組工）を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上部・下部工）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについて、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」を適用する。</p> <p>4-1-9 根固めブロック 測定項目：基準高▽、規格値：<u>±300</u></p> <p>6-4-7-2-1 伸縮装置工（ゴムジョイント） 測定項目：据付け高さ、規格値：<u>舗装面に対し0~-2</u></p> <p>6-4-7-2-2 伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント） 測定基準 高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。</p>

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>3-1-3-22-3 伸縮装置工（埋設型ジョイント） （略）※新規追加</p> <p>3-1-3-23-1 環境配慮型護岸工（巨石張り、巨石積み） 3-1-3-23-2 環境配慮型護岸工（かごマット） （略）※新規追加</p> <p>3-1-3-26-2 側溝工（場所打水路工） （略）※新規追加（旧仕様書5-3-6山腹集水路・排水路工と同じ） 3-1-3-26-3 側溝工（暗渠工） （略）※新規追加（旧仕様書5-3-7山腹暗渠工と同じ）</p> <p>3-1-4-4-1 既製杭工（既製コンクリート杭）（鋼管杭）（H鋼杭） 測定項目：傾斜、規格値：1/100以内 を追加。 3-1-4-4-2 既製杭工（鋼管ソイルセメント杭） （略）※新規追加</p> <p>3-1-4-5 場所打杭工 測定項目：傾斜、規格値：1/100以内 を追加。</p> <p>3-1-4-6 深礎工 測定項目：傾斜、規格値：1/50以内 測定項目：基礎径D、規格値：設計径（公称径）以上※ 即的基準：ライナープレートの内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定 を追加</p> <p>3-1-7-7-1 アスファルト舗装工（下層路盤工） 3-1-7-7-2 " （上層路盤工）粒度調整路盤 3-1-7-7-3 " （ " ）セメント（石灰）安定処理工 3-1-7-7-4 " （加熱アスファルト安定処理工） 3-1-7-7-5 " （基層工） 3-1-7-7-6 " （表層工）</p> <p>測定箇所 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事</p>	<p>3-1-6-5-1 アスファルト舗装工（下層路盤工） 3-1-6-5-2 " （上層路盤工）粒度調整路盤 3-1-6-5-3 " （ " ）セメント（石灰）安定処理工 3-1-6-5-4 " （加熱アスファルト安定処理工） 3-1-6-5-5 " （基層工） 3-1-6-5-6 " （表層工）</p> <p>測定箇所 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事</p>

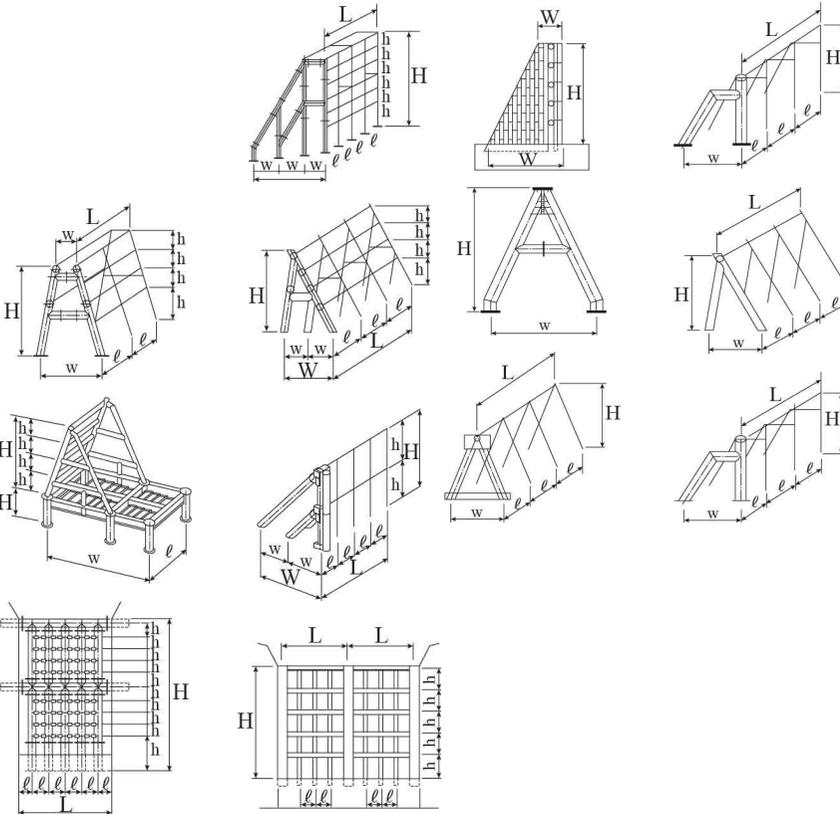
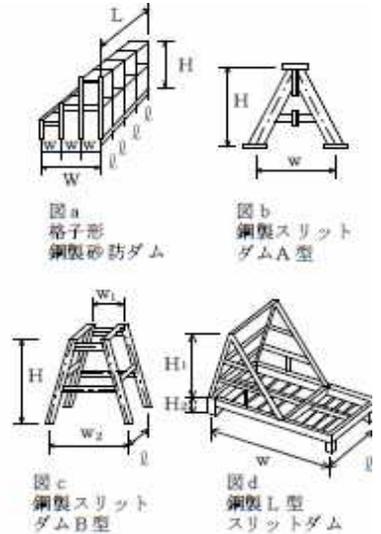
新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（\bar{X}_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>3-1-7-8-5 コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)</p> <p>測定基準</p> <p>なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。(追加)</p> <p>3-1-8-9 固結工(粉体噴射攪拌工)(高圧噴射攪拌工)(スラリー攪拌工)(生石灰^ハイル工)</p> <p>測定基準</p> <p>$L = \varnothing_1 - \varnothing_2$</p> <p>$\varnothing_1$は改良体先端深度</p> <p>$\varnothing_2$は改良体天端深度</p> <p>(追加)</p> <div data-bbox="683 986 884 1220" data-label="Diagram"> </div> <p>(上図を追加)</p>	<p>をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>簡易舗装の規格値については、工事規模が小規模以下の数値を用いること。</p> <p>3-1-6-6-5 コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)</p> <p>3-1-7-9 固結工(粉体噴射攪拌工)(高圧噴射攪拌工)(スラリー攪拌工)(生石灰^ハイル工)</p>

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>3-1-13-1-1 鋳造費（金属支承工） 測定項目：アンカーボルト用孔（鋳放し）孔の中心距離 ：上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法 規格値：JIS B 0403 CT13</p> <p>測定項目：普通寸法 鋳放し長さ寸法※1)、※2) 規格値：JIS B 0403 CT14</p> <p>測定項目：普通寸法 鋳放し肉厚寸法※1) 規格値：JIS B 0403 CT15</p> <p>測定項目：普通寸法 削り加工寸法 規格値：JIS B 0405 粗級</p> <p>測定項目：普通寸法 ガス切断寸法 規格値：JIS B 0417 B級</p> <p>判定基準 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) <u>ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。</u> (追加)</p>	<p>6-4-3-10-1 鋳造費（金属支承工） 測定項目：アンカーボルト用孔（鋳放し）孔の中心距離、 ：上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法 規格値：JIS B 0403-95 CT13</p> <p>測定項目：普通寸法 鋳放し長さ寸法※1)、※2) 規格値：JIS B 0403-95 CT14</p> <p>測定項目：普通寸法 鋳放し肉厚寸法※1) 規格値：JIS B 0403-95 CT15</p> <p>測定項目：普通寸法 削り加工寸法 規格値：JIS B 0405-91 粗級</p> <p>測定項目：普通寸法 ガス切断寸法 規格値：JIS B 0417-79 B級</p>
<p>3-1-13-1-2 鋳造費（大型ゴム支承工） 測定項目：平面度 $1000\text{mm} < w, L, D$ 規格値：$(w, L, D) / 1000$ (追加)</p>	<p>6-4-3-10-1 鋳造費（大型ゴム支承工）</p>
<p>3-1-13-3-2 桁製作工（仮組立による検査を実施する場合）（シミュレーション仮組立検査を行う場合） 測定項目：仮組立精度 現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm) 測定基準：主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、<u>すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。</u>（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）</p>	<p>3-1-3-14-1 桁製作工（仮組立による検査を実施する場合）（シミュレーション仮組立検査を行う場合） 測定項目：仮組立精度 現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm) 測定基準：主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$のうち大きいもの 設計値が5mm<u>以下</u>の場合は、<u>マイナス側については設計値以上とする。</u></p>

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>3-1-13-3-4 桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時）） 測定基準、測定箇所（下図）</p> 	<p>3-1-3-14-3 桁製作工（鋼製ダム製作工（仮組立時）） 測定箇所（下図）</p> 
<p>3-1-13-11 工場塗装工 規格値 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限</p>	<p>3-1-3-15 工場塗装工 規格値 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は</p>

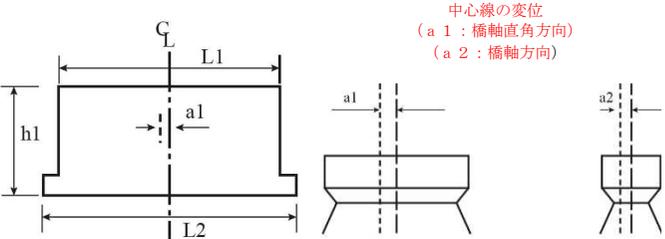
新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>りではない。 測定基準 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。（追加）</p> <p>4-2-4-9 石枠工（略）※新規追加 4-2-4-10 現場打コンクリート（略）※新規追加 4-2-4-11-1 ケーソン工（ケーソン工製作）（略）※新規追加 4-2-4-11-2 ケーソン工（ケーソン工据付）（略）※新規追加 4-2-4-11-3 ケーソン工（突堤上部工）場所打コンクリート、海岸コンクリートブロック（略）※新規追加</p> <p>4-2-4-12-1 セルラー工（セルラー工製作）（略）※新規追加 4-2-4-12-2 セルラー工（セルラー工据付）（略）※新規追加 4-2-4-12-3 セルラー工（突堤上部工）場所打コンクリート、海岸コンクリートブロック（略）※新規追加</p> <p>4-3-3-13 捨石工（海域堤基礎工）（略）※新規追加</p> <p>4-4-4-2 生育基盤盛土工（略）※新規追加</p> <p>5-3-6-11 立木補足工（略）※新規追加</p> <p>5-3-8-6 木製治山ダム工（本体工）（略）※新規追加</p> <p>5-5-10-8 練石張水路工（植生土のう水路工）（張芝水路工）（略）※新規追加</p> <p>5-5-12 筋工（石筋工）（萱筋工）（丸太筋工）（粗架筋工）（芝筋工）（略）※新規追加</p> <p>5-8-4-2 吹きだめ柵、吹き払い柵（略）※新規追加</p> <p>5-8-5-2 階段工 測定項目：延長、規格値：-200 ※新規追加</p>	<p>この限りではない。</p>

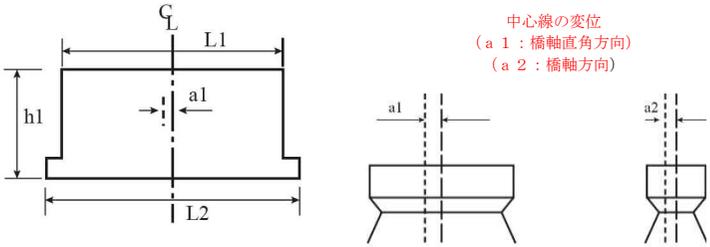
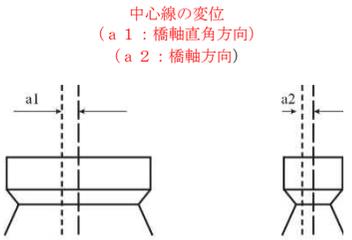
新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>5-9-2～5-9-3(第5編溪間・山腹工等、第9章森林整備、第2節植栽及び第3節保育) 測定項目：測点間距離、方位角、傾斜角 規格値：±200、±2° 測定基準：<u>施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。</u> (※旧仕様書の測定項目「面積」は廃止)</p> <p>5-9-2-5～7 地拵、植付け、補植 測定項目：植付穴深さD、径L 規格値：設計値以上 測定基準：ha当り2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、1箇所5つの植付穴の深さ・径を確認・記録する。 (※新規追加)</p> <p>5-9-2-8 施肥(略) ※新規追加</p> <p>5-9-3-5 つる切り 測定項目：実施本数 規格値：設計値以上 測定基準：ha当り2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、実施本数を確認・記録する。 (※新規追加)</p> <p>5-9-3-6 本数調整伐、受光伐、除伐 測定項目：伐採指定木、胸高直径 規格値：伐採指定木の伐採、設計値 測定基準：伐採本数の3%以上の伐採木についてNo.を確認。胸高直径測定結果とあわせて記録する。 (※新規追加)</p> <p>5-9-3-8,10 追肥、根踏み 測定項目：実施本数 規格値：設計値以上 測定基準：ha当り2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、実施本数を確認・記録する。 (※新規追加)</p>	<p>5-4-4～5-4-5(第5編治山編、第4章保安林整備、第4節植栽及び第5節保育) 測定項目：測点間距離 規格値：±200 測定基準：<u>施工地周囲を測量する。ただし、全測点の復元(確認)ができた場合は、測点間距離を任意に3箇所抽出して測定し記録する。</u></p> <p>5-4-4-1, 6, 10 植栽、補植(地拵え、植付け)</p> <p>5-4-5-3 つる切り</p> <p>5-4-5-4, 5 本数調整伐、除伐</p> <p>5-4-5-8, 9 追肥、根踏み</p>

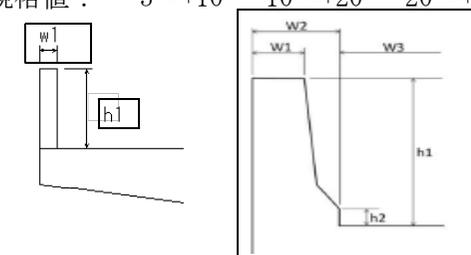
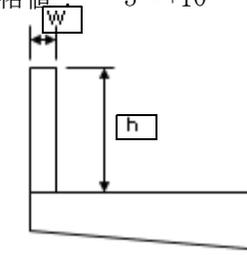
新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>6-1-1 路線・縦断 測定項目：IPの位置、<u>IPの距離</u> 規格値：<u>交角±30分、コンパス測量の場合±1°</u> $L \leq 40m : \pm 200$、$L > 40m : \pm 0.5\%$ 測定基準：IPごとに測定</p> <p>測定項目：測点間延長、<u>中心線のずれ</u>、<u>基準高</u> 規格値：<u>±100</u>、<u>100以内</u>、<u>±100</u> 測定基準：測点ごとに測定</p> <p>6-1-5-7 柵工（編柵工）（木柵）（丸太柵工）（略）※新規追加</p> <p>6-1-7-12 木製土留擁壁工、土のう積工（略）※新規追加</p> <p>6-1-10-3 素掘り側溝（略）※新規追加</p> <p>6-1-10-7 洗越工（略）※新規追加</p> <p>6-3-6-8 橋台躯体工 測定基準 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 （※新規追加） 測定箇所（下図を追加）</p>  <p style="text-align: center;">中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	<p>1-2-4 測点の位置 測定項目：IPの位置、<u>中心点のずれ</u> 規格値：<u>±30分</u>、<u>±100</u> 測定基準：<u>IPの位置ごとに測定する。</u></p> <p>1-2-4 施工延長 測定項目：測点間延長、<u>延長</u> 規格値：<u>±100</u>、<u>-200</u> 測定基準：測点ごとに測定する。</p> <p>6-3-4-8 橋台躯体工</p>

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>6-3-7-9-1 橋台躯体工（張出式）（重力式）（半重力式） 測定箇所(下図を追加)</p>  <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	<p>6-3-5-9-1 橋台躯体工(RC)（張出式）（重力式）（半重力式）</p>
<p>6-3-7-9-2 橋台躯体工（ラーメン式） 測定基準 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 (※新規追加) 測定箇所(下図を追加)</p>  <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	<p>6-3-5-9-2 橋台躯体工(RC)（ラーメン式）</p>

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>6-3-8-10-1 橋脚架設工（I型・T型） 測定箇所(下図を追加)</p> <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>  <p>6-3-8-10-2 橋脚架設工（門型） 測定箇所(下図を追加)</p> <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p> 	<p>6-3-6-10-1 橋脚架設工（I型・T型）</p> <p>6-3-6-10-2 橋脚架設工（門型）</p>
<p>6-4-8-6 梁用防護柵工、6-4-8-7 橋梁用高欄工 測定項目：天端幅w1 地覆の幅w2 高さh1 高さh2 有効幅員w3 規格値： -5～+10 -10～+20 -20～+30 -10～+20 0～+30</p> 	<p>6-4-7-6 梁用防護柵工、6-4-7-7 橋梁用高欄工 測定項目：幅w 高さh 規格値： -5～+10 -20～+30</p> 

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（IV 出来形管理基準）

新仕様書	旧仕様書
<p>6-6-3-3 木桁（略）※新規追加</p> <p>6-7-3-5 切削オーバーレイ工 測定項目：厚さ t（切削） 規格値：個々の測定値(X)-7 平均の測定値(X10)-2 （※新規追加）</p> <p>6-9-3-4 桁補強材製作工（略）※新規追加</p>	<p>6-8-3-5 切削オーバーレイ工</p>

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（V 品質管理基準及び規格値）

○本項目の改正概要については、箇所・内容とも多岐にわたることから、対照表は作成しない。なお、本文中、改正箇所に_____を付したので参考とされたい。

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（VI 写真撮影要領）

○「写真管理基準（案）」について デジタル写真の活用が主流となっている現状を踏まえ、これまでのフィルムによる写真管理から、デジタル写真に対応したものに改正した。

新仕様書	旧仕様書
<p>1 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、林業土木工事施工管理基準に定める林業土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合には、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>2 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度 (略)</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写し込むものとする。 ①～⑥ (略) 小黒板の判読が困難となる場合には、別途拡大写真を撮影する。また、「電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)[工事編]」(新潟県)に規定する写真タイトルに、工種・種別、細別、設計寸法、実測寸法の施工管理値を記載する。</p> <p>2-3 情報化施工 (略) ※新規追加</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所については、出来形管理写真の撮影を省略できるものとする。ただし、1工種ごとに1回以上撮影するものとする。</p> <p>2-5 写真の編集等 (略) ※新規追加</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数については、小黒板の文字が判読できることを指標し、「電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)[工事編]」(新潟</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>1. この写真管理基準は、林業土木工事施工管理基準7の(1)に定める林業土木工事の工事写真(電子媒体によるものを含む)の撮影に適用する。</p> <p>(工事写真の撮影基準)</p> <p>3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (1) 撮影頻度 (略) (2) 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。 ①～⑥ (略) なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。 なお、施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理を行う場合は、上記①～⑥を省略してもよい。</p> <p>(写真の省略)</p> <p>4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>(写真の色彩)</p> <p>5. 写真はカラーとする。 (写真の大きさ)</p> <p>6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場</p>

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（VI 写真撮影要領）

新仕様書	旧仕様書
<p>県)による。</p> <p>2-7 撮影の留意事項 別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(5) 工事完成後、出来形の確認が困難なものについては、原則として撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても埋設部分と関連して必要な部分、または検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、原則として撮影の対象とするものとする。</p> <p>(6) 局部的なものであっても工事完成後、その部分が全体の中でどの部分であるか明確にするため、局部とともに全体も撮影しておくものとする。</p> <p>(7) 着手前及び完成時の撮影は、測点にポール等の指標を置き、同一方向、同一箇所から撮影するものとする。また、着手前の写真には、なるべく施工後も残る地物を入れて撮影するものとする。</p> <p>(8) 構造物等を撮影する場合は、測点、周囲の地形、地物等を背景として、写真における位置を明確にするものとする。</p> <p>(9) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3 整理提出 (略) ※新規追加</p> <p>4 その他 撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 不要とは、撮影した写真原本を電子媒体に格納し提出する必要がないことをいう。</p>	<p>合は別の大きさとするができる。</p> <p>(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。</p> <p>(2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。 (留意事項等)</p> <p>10. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。</p> <p>(6) 着手前・完成写真は、工事履行届に添付して紙により提出することから、写真帳での提出は不要。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員写真管理項目を協議の上取扱いを定めるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>11. 用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことを言う。</p> <p>(3) 提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</p>

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（VI 写真撮影要領）

○撮影箇所一覧表について

- ・旧仕様書の区分「施工状況」を「施行状況」に、「その他」を「補償関係外」に修正。

○品質管理写真撮影箇所一覧表について

- ・仕様書（その1）の改正に合わせ、管理項目名、記載順、内容等を修正。
- ・仕様書（その1）で名称のみ変更したものは除き、以下に主な変更点等を示す。
- ・番号8「アスファルト舗装〔プラント〕」の撮影項目に「水浸ホイールトラッキング試験」「ホイールトラッキング試験」「ラベリング試験」を追加。
- ・旧仕様書番号10「グースアスファルト舗装（プラント）」を削除。
- ・番号10（旧仕様書の番号11）「路床安定処理工」の撮影管理項目「現場密度の測定」について、『ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する』を追加。
- ・番号12（旧仕様書の番号15）「補強土壁工」の撮影管理項目「現場密度の測定」について、同上。
- ・番号15（旧仕様書の番号18）「治山土工〔施工〕」の撮影管理項目「現場密度の測定」について、同上。
- ・番号16（旧仕様書の番号19）「林道土工〔施工〕」の撮影管理項目「現場密度の測定」について、同上。
- ・番号22（旧仕様書の番号29）「プラント再生舗装工」の撮影項目に「水浸ホイールトラッキング試験」「ホイールトラッキング試験」「ラベリング試験」を追加。

○出来形管理写真撮影箇所一覧表について

- ・仕様書（その1）の改正に合わせ、管理項目名、記載順、内容等を修正。
- ・仕様書（その1）で名称のみ変更したものは除き、以下に主な変更点等を示す。

1 共通編

第2章 土工

「掘削工」撮影項目「法長」の「撮影頻度」について、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による1工事1回〔掘削後〕、「適用」に「・出来映えの撮影、・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影」を追加。

「盛土工」撮影項目「巻出し厚」の「撮影頻度」について、「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図を提出する場合は写真不要」、撮影項目「法長、幅」の「撮影頻度」について、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による1工事1回〔掘削後〕、「適用」に「・出来映えの撮影、・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影」を追加。

「路体盛土工、路床盛土工」撮影項目「巻出し厚」の「撮影頻度」について、「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要、撮影項目「法長、幅」の「撮影頻度」について、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による1工事1回〔掘削後〕、「適用」に「・出来映えの撮影、・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影」を追加。

3 林業土木工事共通編

第3章 共通的工種

PCホーロスラブ製作工、PC箱桁製作工、PC押出し箱桁製作工、階段工を追加。

基礎工に「木杭工」を追加。

一般施工に「コンクリート路面工・砂利路盤工」の写真管理項目を追加。（旧仕様書の林道の路面・路盤工を削除、内容拡充されていることに留意。）

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（VI 写真撮影要領）

- 一般施工に「コンクリート舗装（連続鉄筋舗装工）の写真管理項目を追加。
- 4 治山防潮工等
第2章 突堤
「ケーソン工」、「セルラー工」の写真管理項目を追加。
第3章 離岸堤・潜堤の写真管理項目を追加。
- 5 溪間・山腹工等
第1章 共通施工
7 基礎工、9 鉄線籠工、12 枠工～14 金網張工の写真管理項目を追加。
第3章 溪間工
8 木製治山ダム工の写真管理項目を追加。
第5章 山腹工
6 土留工について、6 丸太積土留工～10 土のう積土留工の写真管理項目を追加。
8 落石防護工について、3 鋼製落石防止壁工、6 固定工（ロープ伏工）の写真管理項目を追加。
9 暗渠工について、4 鉄線暗渠工の写真管理項目を追加。
10 山腹水路について、10 植生土のう水路工、11 張芝水路工の写真管理項目を追加。
11 柵工～14 実播工の写真管理項目を追加。
- 第6章 地すべり防止工
7 排水トンネル、8 排土工及び押え盛土工の写真管理項目を追加。
第7章 なだれ防止林造成
4 雪庇予防工の写真管理項目を追加。
5 なだれ予防工について、4 吊柵、吊枠の写真管理項目を追加。
第9章 森林整備
2 植栽の5 植付けについて、作業管理の撮影頻度に「なお、植付穴に関しては各箇所につき5本(穴)以上[作業実施前後]」を、適用に「植付穴の深さ、径が確認できるよう」を追加。
2 植栽の8 施肥について写真管理項目を追加。
3 保育の4 伐木に伴う刈払いの写真管理項目を追加。
3 保育の5 つる切、8 追肥、10 根踏みについて、作業完了確認を写真管理項目に追加。
3 保育の6 本数調整伐・受光伐・除伐について、作業完了確認の撮影頻度〔時期〕を「作業前後1回（ha当り2箇所以上）から「伐採本数の3%以上[作業実施前後]」に、「管理プロットと周囲が確認できるように撮影し、撮影位置を示した縮小平面図を添付する。」から「伐採木及びNo.テープと周囲が確認できるように撮影し、撮影位置を示した縮小平面図を添付する。」に改正。
3 保育の枝落としについて、作業完了確認の撮影頻度〔時期〕に「なお、枝落とし高さに関しては各箇所につき5本以上」を追加。
3 保育に「11 獣害防護柵(防鹿柵)設置」を追加。
第11章 仮設工
各工種について、写真管理項目を追加。
- 6 林道
第1章 林道
7 擁壁工の各工種について、写真管理項目を追加。

新潟県県林業土木工事標準仕様書（その2）の改正概要（VI 写真撮影要領）

- 10排水施設工の7洗越、11流末工、13法面排水工(小段排水工・縦排水工)について、写真管理項目を追加。
- 第6章 木造橋上部工の木桁について、写真管理項目を追加。
- 第9章 林道修繕の各工種について、写真管理項目を追加。
- その他
- ダム工関係の仮排水路、仮締切（コンクリート）、基礎掘削、堤体止水、堤体排水工について、写真管理項目を追加。
- 維持修繕工関係の道路除草、新設・更新・修理 照明灯、排雪・除雪、応急処置について、写真管理項目を追加。
- 林野庁「(参考)林業土木工事写真撮影要領」を参考資料として追加。
 - 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」を追加。